

平成21年度

白河市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

白河市監査委員

22 監 第 18 号

平成22年 8月31日

白河市長 鈴木 和 夫 様

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

白河市監査委員 深 谷 幸次郎

平成21年度白河市財政健全化及び経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された書類について審査したので、その意見を次のとおり提出する。

平成 2 1 年度白河市の財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成 21 年度白河市の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 22 年 7 月 2 3 日から平成 22 年 8 月 3 1 日まで

3 審査の概要

審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(%)

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	12.64	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-	17.64	40.00
実質公債費比率	19.9	22.3	△ 2.4	25.00	35.0
将来負担比率	156.3	186.8	△ 30.5	350.00	-

(2) 個別意見

○実質赤字比率について

平成 21 年度の決算に基づく実質赤字比率については、実質赤字額が無いため算定されない。

○連結実質赤字比率について

平成 21 年度の決算に基づく連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が無いため算定されない。

○実質公債費比率について

平成 21 年度の決算に基づく実質公債費比率は、3 箇年平均で 19.9%となり、前年度に比して 2.4 ポイント減少しており、改善が見られる。しかし、早期健全化基準の 25.0%を下回っているものの、依然として高い比率となっていることから、より一層財政健全化に取り組み、比率の改善に努められたい。

○将来負担比率について

平成 21 年度の決算に基づく将来負担比率は、156.3%となり、前年度に比して 30.5%ポイント減少しており、改善が見られる。しかし、早期健全化基準の 350.0%を下回っているものの、依然として高い比率となっていることから、更なる公債費等の負担低減を図り、比率の改善に努められたい。

平成21年度白河市の経営健全化審査意見書

1 審査の対象

白河市土地造成事業特別会計
白河市地方卸売市場特別会計
白河市公共下水道事業特別会計
白河市農業集落排水事業特別会計
白河市個別排水処理事業特別会計
白河市簡易水道事業特別会計
白河市水道事業会計
白河市工業用水道事業会計

上記各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成22年7月23日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査対象の資金不足比率は、次のとおりである。

資金不足比率

(%)

区 分	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
土地造成事業特別会計	—	—	20.0
地方卸売市場特別会計	—	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
個別排水処理事業特別会計	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0

(2) 個別意見

○資金不足比率について

前記会計において、平成21年度の資金不足は無く、資金不足比率は算定されない。

ただし、水道事業会計以外の会計において、一般会計からの繰出基準以外の繰入があることから、事業の推進に当たっては、より一層の自主財源の確保を図るとともに、限られた財源の効率的・効果的な運用を念頭に置いて、安定した事業経営に努められたい。

(別紙)

健全化判断比率等の概要

用語	算式
① 実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 ○早期健全化基準:12.64%(標準財政規模により算定) ○財政再生基準 :20.0 %
② 連結実質赤字比率	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 ○早期健全化基準:17.64%(標準財政規模により算定) ○財政再生基準 :40.0 % (経過措置で平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%となる。)
③ 実質公債比率	$\frac{\text{(準)公債費-基準財政需要額に算入される(準)公債費}}{\text{標準財政規模-基準財政需要額に算入される(準)公債費}}$
	一般会計等が負担する公債費、公債費に準ずる債務負担行為、公営企業や一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てられる繰出金や負担金などの標準財政規模に対する比率 ○早期健全化基準:25.0% ○財政再生基準 :35.0%
④ 将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額-(充当可能基金額+特定財源+将来負担額算入基準財政需要額)}}{\text{標準財政規模-基準財政需要額に算入される(準)公債費}}$
	一般会計等が将来負担すべき地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業や一部事務組合等が起こした地方債元金の償還に充てられる繰出金や負担金、退職手当支出予定額などの標準財政規模に対する比率 ○早期健全化基準:350.0% ○財政再生基準 :なし
⑤ 資金不足比率	$\frac{\text{公営企業会計の資金不足額}}{\text{公営企業会計の事業規模}}$
	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率 ※事業規模=営業収入-受託工事収入 ○経営健全化基準:20.0%
用語	基準比率以上となった場合の対応
財政健全化計画	○健全化判断比率(上記の①～④)のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。
財政再生計画	○再生判断比率(上記の①～③)のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。
経営健全化計画	○資金不足比率(上記の⑤)が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければならない。